

別編

別記様式を次のように改める。

東京都マンション環境性能表示

エネルギー消費性能	
断熱性	★★★★★
電気設備 (kW)	★★★☆☆
維持管理・劣化対策	★★★★★
みどり	★★☆☆☆
充電設備 (台)	★★★★★

(国の省エネ性能表示制度に基づく評価です。)

備考

1 マンション環境性能表示の大きさは、紙面に表示する場合にあっては縦37mm以上、横60mm以上、インターネットの利用により表示する場合にあっては視認性に配慮したサイズとすること。

2 マンション環境性能表示の色は、次のとおりとする

区分	色（4色分解による色指定）
マンション環境性能表示の項目名の網掛け部分	若草（C：15%、Y：20%）
その他の部分	黄緑（C：65%、M：5%、Y：100%）

「2025年度基準」とは、令和7年4月1日に改正された東京都マシンショウ環境性能表示基準により評価したことをいう。

規則第13条の2 第1項各号で定 める措置		指針別表第1 (住宅以外の用金)		環境性能評価書	
分野	区分	細分	建築物評価	項目名	評価及び表示方法
1 廉価の低減 エネルギーの使 用の合理化	分野	建築物の熱 の使用との合 理化及び再 生可能エネ ルギーへの 転換	建築物の熱 の使用との合 理化及び再 生可能エネ ルギーへの 転換	基準の段階	断熱性能
2 設備のエネ ルギーの使 用の合理化	エネルギーの使 用	エネルギーの使 用の合理化	建築物の外皮 の熱負荷抑 制	3	★★★
3 再生可能工 ネルギーの利 用	再生可能工 ネルギーの利 用	再生可能工 ネルギーの利 用	設備システム の高効率化	2	★★★
4 寿命化 建築物の長 寿命化等	資源の適正 利用	再生可能工 ネルギーの利 用	設備システム の高効率化	1	★★★
5 緑化	生物多様性 の保全	緑化	緑の量の確 保	3	★★★
6 電気自動車 充電設備の設 置	電気自動車 の適応	ヒートアイ ランド効策	緑の量の確 保	2	★★★
7 充電設備の設 置	電気自動車 の適応	H V用充電 設備の設置	緑の量の確 保	1	★★★

別記第一号様式を次のように改める

別記第1号様

環境性能評価書

2025年度基準

2025年度基準

2025年又至

1 建築物の概要

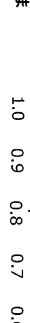
建築物名稱			
建築物所在地			
建築主		m^2	建築面積
敷地面積		m^2	
延べ面積			構造
用途			

2 建築物の環境性能

エネルギー消費性能の評価方法

(国の省エネ性能表示制度に基づく評価です。)	
断熱性能	★ ☆ ☆ ☆
再生可能エネルギーの変換利用	★ ☆ ☆ ☆
電気の再工浄化率	★ ☆ ☆ ☆
総管理、更新、改修、改用の選択等の自由	★ ☆ ☆ ☆
★ ★ ★ ★ ☆ ☆	★★★★☆☆

■ 断熱性能											
BPI	BPI (Building Paistar Index)										
建築物の外皮性能（断熱性、気密性等）を 表す指標で、値が小さいほど外皮性能が高 いことを示します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>段階 1</th> <th>段階 2</th> <th>段階 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（標準値）</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>				段階 1	段階 2	段階 3	（標準値）	1.0	0.9	0.8
	段階 1	段階 2	段階 3								
（標準値）	1.0	0.9	0.8								
	▼										

■ エネルギー消費性能						
BEI	※BEI (Building Energy-efficiency Index)					
建築物の省エネ性能を表す指標で、値が小さいほど省エネ性能が高いことを示します。						

※ZEB(Net Zero Energy Building)
省エネと創エネにより建物の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

①『ZEB』（100%以上削減＝ネット・ゼロ）
 ②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）
 ③ZEB Ready（50%以上削減、再エネルギー導入なし）
 ④ZEB Oriented（再生可能エネルギー導入なし等）

再生可能エネルギーの利用

■再生可能エネルギーの変換利用

		kW(合計)	
(内訳)	太陽光発電設備	その他再生電設備	再生熱利用設備
敷地内設置	kW	kW	kW相当

■電気の再生エネルギー率

■電気の再生エネルギー率

(内訳) 敷地内に設置する再生エネルギーによる発電量の割合	%
敷地外に設置する再生エネルギーによる発電量の割合	%
再生エネルギーによる調達量の割合	%

■再生エネルギー証書による調達量の割合

■再生エネルギー証書による調達量の割合

新築時段階から建物で使用する電気の再生エネルギー割合を高める取組を評価する項目です。

長寿命化

■維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保及び建設資材の再使用対策

大型機器の搬出入、設備更新を考慮した建物計画であるか、また、耐用年数の長い材料・工法の選択や、用途変更の工事を円滑に実施できるかなどについて評価する項目です。

評価項目の得点

/ 13

■躯（く）体の劣化対策

構造躯（く）体等に使用する材料の交換等、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を長くするために必要な対策が講じられているかについて、評価する項目です。

劣化対策等

総化

■緑の量の確保
敷地や屋上、壁面等において、樹木等を植栽する面積の敷地に対する割合を評価する項目です。

総緑化面積の敷地面積に対する割合	%
------------------	---

■生きものの生息生育環境に配慮した樹木の確保
既存樹木の保全、在来種などの植栽といった、樹木の質に関する取組を評価する項目です。

評価項目の合計点

/ 6

電気自動車充電設備

■EV及びPHV用充電設備の設置

評価基準を適用する駐車施設	普通充電設備	急速充電設備	充放電設備
専用駐車場	台	台	台
共用駐車場	台	台	台

3 本環境性能評価書の内容に関する問合せ先

担当部署	連絡先
------	-----

備考
1 「2025年度基準」とは令和7年4月1日により改訂された東京都環境性能評価書作成基準により評価したことになります。

2 本評価書の環境性能値は説明時点のものであり、交付後に、建築物環境計画書の内容変更に伴い評価書の内容が変わることがあります。

3 本評価書は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき建築主が自己評価したものです。

附 則

1 ノの告示は、令和七年四月一日から施行する。
2 ノの告示の施行の日前に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五十五号）第二十一条に規定する建築物環境計画書を提出した同条例第二十条に規定する特定建築主に対する同条例第二十三条の二第二項の評価書作成基準の適用については、なお従前の例による。

公 告

大規模小売店舗立地法にに基づく変更の届出につれて
大規模小売店舗立地法に記載した書面に「丁氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）丁住所（団体にあつては所在地）丁意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年一月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してくだされ。

令和六年一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 東久留米施設
二 店舗所在地 東久留米市下里五丁目十二番十二

三 設置者名	号ほか	十二 変更前的小売業者の住所	豊島区南大塚二丁目二十五番三十号(SINGAPORE HAINAN CHIFAN株式会社)ほか
四 設置者住所	東久留米市下里五丁目十二番十二号ほか	十三 変更後的小売業者の住所	豊島区西巣鴨三丁目二十五番十一号九百六号(SINGAPORE HAINAN CHIFAN株式会社)ほか
五 変更を行った小売業者の氏名又は名前	株式会社ケーズホールディングス	十四 変更前の小売業者の代表者名	村上 知義(株式会社ヴィード・フランス)ほか
六 変更前の設置者の代表者名	大山 一也	十五 変更後的小売業者の代表者名	伊達 宏和(株式会社ヴィード・フランス)ほか
七 変更日	令和三年四月一日	十六 変更日	令和五年四月一日ほか
八 届出日	令和五年十二月二十二日	十七 届出日	令和五年九月二十九日
九 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十八 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十 縦覧期間	令和六年一月二十二日から同年五月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十九 縦覧期間	令和六年一月二十二日から同年五月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	二十 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
十二 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十三 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	フォレオ青梅今井	一 店舗名	アクロスモール八王子みなみ野
二 店舗所在地	青梅市今井三丁目十番地九ほか	二 店舗所在地	八王子市みなみ野一丁目二番一号
三 設置者名	三井住友信託銀行株式会社	三 設置者名	三菱HCキャピタル株式会社
四 設置者住所	千代田区丸の内一丁目四番一号	四 設置者住所	千代田区丸の内一丁目五番一号
五 変更前の設置者の代表者名	橋本 勝	五 変更を行った設置者名	三井H Cキャピタル株式会社
六 変更後の設置者の代表者名	大山 一也	六 変更前の設置者の代表者名	柳井 隆博

八 変更前の小売業者 称	大阪府大阪市中央区船場中央二丁 目	七 変更後の設置者の 代表者名	久井 大樹
七 変更前の小売業者 の氏名又は名称	株式会社ストライプインター ナシヨナルほか五名	八 変更前の小売業者 の氏名又は名称	株式会社BANKANわものやほ か十四名
六 変更後的小売業者 の氏名又は名称	株式会社三和ほか六十六名	九 変更後的小売業者 の氏名又は名称	株式会社BANKANわものやほ か十三名
五 変更前の小売業者 の氏名又は名称	株式会社三和ほか六十二名	十 変更日	令和五年九月二十五日ほか
四 設置者住所	大阪府大阪市北区梅田三丁目三番 五号	十一 届出日	令和五年十二月十八日
三 設置者名	大和ハウス工業株式会社	十二 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)
二 店舗所在地	八王子市東浅川町五百五十番地一	十三 縦覧期間	令和六年一月二十二日から同年五 月二十二日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。
一 店舗名	イーアス高尾	十四 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)
十六 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	十五 縦覧期間	令和六年一月二十二日から同年五 月二十二日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。
八 変更前の小売業者 称	大阪府大阪市中央区船場中央二丁 目	九 変更後の小売業者 の住所	目三番六号(株式会社ジーンズ・ カジュアルダン)
九 変更後的小売業者 の氏名又は名称	株式会社BANKANわものやほ か四名	十 変更前の小売業者 の代表者名	大阪府大阪市北区堂島二丁目四番 二十七号(株式会社ジーンズ・カ ジュアルダン)
十 変更日	令和五年九月二十五日ほか	十一 変更後的小売業者 の代表者名	立花 隆央(株式会社ストライプ インター・ナショナル)ほか
十一 届出日	令和五年十二月十八日	十二 変更日	令和五年八月三十一日ほか
十二 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)	十三 届出日	令和五年十二月十八日
十三 縦覧期間	令和六年一月二十二日から同年五 月二十二日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。	十四 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)
十四 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	十五 縦覧期間	令和六年一月二十二日から同年五 月二十二日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。
十五 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	十六 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。

発行
電話 ○三(五三二二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価
一本号
(郵送料を含む) 三〇円
印刷所
電話 ○三(三八一二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001